



平成 17 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス  
代表者名 代表取締役社長 竹 内 透  
(コード番号 8692 東証・大証2部)  
問合せ先 企画開発部長 風 神 浩 三  
(TEL 03 - 3666 - 9169)

## 当社定款の一部変更について

当社は平成 17 年 6 月 24 日(金曜日)開催予定の第 49 期定時株主総会において、「目的」の追加、「電子公告制度」の導入、「授権株式数」の拡大、「基準日」の明確化を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 変更内容および変更理由

別添現行、変更案対照表記載のとおりであります。

定款変更の中には、敵対的買収防衛策として機能する可能性もある変更案もございますが、買収者が現れた場合の脅威として想定している具体的な事象はなく、具体的な防衛策の導入については、その必要性も含め、今後の検討課題と認識しております。

今後防衛策として株主および投資家に影響を与える施策を決定した場合は、その詳細について直ちに公表させていただきます。

以上

(下線部分は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案	変更理由
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } &lt;条文省略&gt; : (10) } &lt;新 設&gt;</p> <p>(11) } &lt;条文省略&gt; : (16) }</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } &lt;現行どおり&gt; : (10) } &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(11) <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>(12) } &lt;現行どおり&gt; : (17) }</p>	<p>証券会社設立支援コンサルティング業務をさらに拡大発展させるため、顧客への証券業務経験者等の紹介事業を行うことに伴い、同業務を事業目的に追加するものであります。</p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるものであります。</p>
<p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>3,200万株</u>とする。</p>	<p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>6,624万株</u>とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>会社の発行する株式の総数は、3,200万株となっておりますが、機動的な資本政策を遂行できるように、会社の発行する株式の総数を6,624万株に変更し、併せて将来の自己株式の消却に備えて所要の変更を行うものであります。</p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもつて、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(基準日) 第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもつて、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。<u>なお、4月1日から定時株主総会までに発行された株式について、当社はあらかじめその旨を公告することで、当該株式発行日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をその株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p>	<p>株主様の機動的な議決権行使を促し、決算期後からその決算期に関する定時株主総会日までに新株発行等が行われた場合に対処するために所要の変更を行うものであります。</p>

(注) なお、公告を掲載するホームページのアドレスは、平成17年6月24日(金曜日)開催予定の第49期定時株主総会での決議の後、同日開催予定の取締役会において決定する予定であります。